

半田市における土壤汚染について

半田市が、旧半田病院において土壤汚染等調査を実施したところ、土壤汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同市に対し、土壤汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

半田市

(2) 報告年月日

2026年5月21日（木）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県半田市東洋町二丁目 29 番の一部

(4) 報告の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年愛知県条例第 7 号。以下「条例」という。）

(5) 調査結果

ア 土壤溶出量

次表のとおり、条例に規定する土壤溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壤溶出量 基準	基準超過 土壤検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
ふっ素及び その化合物	1.2mg/L (1.5倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	1.0～1.6m 2.2～3.2m 4.3～4.9m	8／307

注1：（ ）内は土壤溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を 10 メートル格子で分割した区画数

イ 土壤含有量

全ての調査地点で条例に規定する土壤含有量基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装又は不透水シートで覆われており、汚染土壤の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

同市は、汚染土壤を原則掘削除去する予定です。

県は、同市に対し、土壤汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

3 事業者の連絡先

半田市 総務課

住所：愛知県半田市東洋町二丁目 1 番地

電話：0569-84-0613

4 調査対象地の概要

(1) 面積

30,670.72 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1977年まで紡績工場または飛行機製造工場の敷地の一部として利用されてきました。その後、1982年から2025年まで病院の敷地として利用されてきました。

今回汚染が判明したふっ素及びその化合物は、病院の試薬として取扱履歴がありますが、漏洩事故等の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・ ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/Lの濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)